

飲食店などの新型コロナウイルス感染症対策を支援します！

《出雲市地域商業等再起支援事業補助金》

受付締切
9月10日
17時必着



市では、お客さまに安心して利用していただくための感染症予防対策や、新しいサービス・商品提供などに取り組む際の経費を助成します。

■対象者

市内に事業所を有する中小企業者〔法人・個人〕で、市税等の滞納がない事業者（県内本社に限る）

■対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業 ※風俗営業等に属する一部の事業を除く。

■補助率

対象経費の4/5以内（下限8万円、上限80万円）
※交付申請額（全体）が市予算額を超えた場合は、補助金額の調整を行います。

■対象期間

令和2年4月7日～令和2年12月31日

■交付申請方法

交付申請書類を下記まで郵送またはご持参ください。
※6月受付分（前回分）と交付申請書類が異なります。
申請様式・手引きはホームページに掲載し、市行政センター、市内商工会議所、商工会にも設置しています。

■交付申請期間

9月10日（木）17時まで（必着）
※受付は先着順ではなく、交付申請期間内に提出された適正な交付申請書類は全て受け付けます。

■具体例

- 店内換気扇の改修
- マスク、空気清浄機の購入
- パーティションの設置
- テイクアウト・デリバリー用の包材
- 手洗いの蛇口自動化改修
- 客席間を広げる店舗改修
- 新サービスの広告・チラシ作成
- ネット販売サイトの構築 など



市ホームページ

申請先・おたずね／〒693-8530 出雲市今市町70 出雲市役所 商工振興課（再起支援事業担当） ☎21-6541

出雲市中小企業等緊急支援給付金 申請期限が近づいています

申請期限
9月30日
必着

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業経営に多大な影響を受けている企業・個人事業者を支援するため実施している中小企業等緊急支援給付金の申請期限が近づいています。該当する事業者の方は期限内に申請してください。

1. 対象者（全てに該当する事業者）

◇令和2年1月～6月のいずれかの月（対象月）の売上が、以下（1）か（2）のいずれかに該当する事業者（（1）（2）両方満たしている場合でも、申請は1回限りとなります。）

（1）前年同月と比較して**50%以上減少している月がある事業者**

（2）前年同月と比較して**30%以上50%未満減少している月が2か月以上ある事業者**

◇令和2年3月以前から当該事業の事業収入を得ており、**今後も事業継続の意思がある事業者**

◇令和2年1月末時点で**市税等の滞納がない事業者** ※一部対象外の業種があります。

2. 支給額

法人

20万円

個人事業者

10万円

※支給は1事業者につき1回まで。

3. 申請方法

原則郵送（封筒・切手は申請者でご負担ください）で申請してください。

【申請に必要な書類】

①申請書 ②前年確定申告書類の控えの写し ③売上減少月の売上台帳等の写し

④振込口座（通帳）の写し

申請書は、市ホームページに掲載しているほか、市役所本庁・行政センター、市内商工会議所・商工会にあります。

※上記対象者（1）に該当し、国の持続化給付金の決定通知書をお持ちの事業者はその写しの添付により②③を省略することができます。

おたずね／商工振興課（給付金担当） ☎21-6219

ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により子育ての負担増加や収入が減少したひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

対象者 ひとり親世帯の方(養育者を含む)で、以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当を支給された方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入もしくは所得の水準が、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

給付金の概要

(基本給付)

	①の対象者	②の対象者	③の対象者
支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき 3万円加算		
申請	不要	必要	
支給時期	8月末	9月以降	
申請に必要な書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年中の年金受給額がわかるもの(年金決定通知書など) ・平成30年中の収入額がわかるもの(確定申告書控・源泉徴収票など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月以降任意の1か月の収入額がわかるもの(給与明細書など) ・令和2年2月以降任意の1か月の年金受給額がわかるもの(年金決定通知書など)〔年金受給者のみ〕
		②、③共通 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証等の本人確認書類 ・通帳等の受取口座が確認できる書類 	

(追加給付:①・②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方)

	①の対象者	②の対象者
支給額	収入が減少した場合、追加支給: 5万円	
申請	必要(8月の現況届時)	必要
支給時期	9月以降	9月以降

申請期限 令和3年2月28日(消印有効)

申請方法など

申請方法及び申請に必要な書類は、②の対象者の方と③の対象者の方で異なります。詳しくは、ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

○申請先・おたすね/子ども政策課 ☎21-6218

○おたすね/厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎0120-400-903 (受付時間 平日9時~18時)